

静岡学園 携帯電話校内持ち込みの許可条件及び指導

生活部 生徒指導課

1 携帯電話持ち込みの許可条件

【携帯電話の所持目的】

- ・保護者、学校・教員との連絡。
- ・警察、消防への通報。
- ・災害時の情報収集、緊急連絡。
- ・緊急犯罪情報等の受信
(遊び目的での使用は認めない)
- ・Classi の使用。(教員監督)

【携帯電話の使用条件】

- ・フィルタリングをする。
- ・上記の所持目的を満たす場合、学校内では学級担任の許可を得て、教員室前のみ使用する。それ以外の体育館・部室・静学ホール・駐輪場・正門前も含む校内での一切の使用を禁止する。
- ・携帯電話は、始業から終業までの間、電源を切り、ロッカーにしまい、手元に持たない。教室内への持ち込みは終日厳禁。
※試験中の持ち込みは不正行為と見なす
- ・学校外での使用については、法規・マナーを守るとともに、指導を受けた場合は、素直に従う。
- ・Classi 使用の場合、必ず教員からの指示・監督のもと行う。

※Classi 導入に伴い、使用のルールを現在検討中です。変更の場合は連絡いたします。

2 携帯電話持ち込み許可条件に違反した場合の指導

違反が発覚した場合、教員は携帯電話をその場で預かり、その状況・回数に合わせ、担任・生徒指導課で以下の指導を行います。

【違反が一・二回目の場合】

担任の先生に報告し、該当生徒への注意指導を行った上、携帯電話を担任の先生に渡します。担任の先生は、携帯電話を一日預かり該当生徒へ次の日に返却します。

(但し、授業中の使用が発覚した場合は、違反が三回目の場合の指導から行う)
※携帯電話を触っている時点で使用とみなします。

【違反が三回目の場合】

生徒指導課・保護者に違反内容を説明し、四回目違反があった場合は、携帯電話を一週間預かることを伝える。生徒指導課・担任より、生徒の反省を充分促した後、生徒指導課が一日預かり該当生徒へ次の日に返却します。

(その間に、保護者より特別な事情での携帯返却の願い出があり、保護者が直接学校に受け取りに来た場合のみ、事情を考慮したうえで返却する)

※寮生の場合は、責任者に連絡をする。

【違反が四回目の場合】

生徒指導課・保護者に四回目の違反があったことを伝える。保護者(責任者)は家庭で話し合い、携帯電話の使用を今後どうするかを決め、その上で来校し、持ち込み許可を取り下げるか、再度、使用条件を守らせる確約をして下さい。(生徒指導課・担任立ち会い)

携帯電話は、生徒指導課が一週間預かり、その後保護者に返却します。

※寮生の場合は、責任者と保護者に連絡する。返却は責任者へ。

【違反が五回目になった場合】

許可を取り消し学校への携帯の持ち込みを禁止します。携帯電話は生徒指導課が預かります。保護者は来校の上、保護者の責任により以後学校内へ持ち込まないことを確約して下さい。携帯電話は、保護者に返却します。

※寮生の場合であっても、保護者に来校してもらい返却する。

3 許可の無い生徒が学校内で所持していた場合への対応

生徒が学校に無届けで携帯電話を所持していた場合、携帯電話は担任が預かります。携帯電話は、保護者が来校の上、以後学校に携帯電話を持ち込まないことを確約するか、新たに所持願いを提出した場合、返却します。

また、その生徒が、その後も携帯電話を校内に持ち込んだ場合は、校則違反として「生徒指導のガイドライン」に則した特別指導に移ります。

以上は、学校内における携帯電話の使用条件とその指導方法であり、携帯電話に関わる問題行為(カンニング行為・他者への誹謗中傷・プライバシーの侵害その他)については、「生徒指導のガイドライン」に則した指導を行います。

尚、本校使用条件に違反した携帯電話・タブレット型携帯電話使用による事件事故の責任は、名義人である保護者が負うものである旨をご承知下さい。